

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 第2次回答

|      |              |             |                         |   |
|------|--------------|-------------|-------------------------|---|
| 管理番号 | 217          | 重点募集<br>テーマ | ①「事務処理方法の見直し」の該当        | ○ |
| 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |             | ②「デジタル化」の該当             | × |
| 提案分野 | 07_産業振興      |             | ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当 | × |

### 提案事項(事項名)

特定商取引に関する法律における複数の都道府県にわたる消費者被害事案への対応に係る国と都道府県の役割分担の明示

### 提案団体

兵庫県、福島県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、川西市、香美町、奈良県

### 制度の所管・関係府省庁

消費者庁

### 求める措置の具体的内容

人口減少に伴う消費者行政職員の減少・行政対応力の低下が見込まれる中で、増加する悪質事業者のうち「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、より効率的・効果的な特商法の行政処分とするため、複数の都道府県の区域にわたる事案は国での対応を原則とするよう、国と都道府県の役割分担を明示すること。なお、役割分担の検討に際しては、消費者委員会や各都道府県の意見を十分踏まえること。

### 具体的な支障事例

【現状】  
特定商取引に関する法律の執行については、同法施行令で都道府県は「当該都道府県の区域内」に係る事案について執行を行うとともに、「二以上の都道府県の区域」にわたる事案であって「特に必要と認めるとき、又は都道府県知事から要請があったとき」は「主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない」とされている。また、国による行政処分の効果は「全国」に及ぶのに対し、都道府県による処分の効果は「当該都道府県の区域内」に限られる。  
そのため、①都道府県による処分のみでは事業者が区域外で違反行為を継続することを抑止できない、②複数の都道府県が共同して同一事業者に対処を行う場合、被害状況が異なるため処分内容(業務停止期間等)の足並みを揃えることが困難であり、都道府県間で効果が不均一になる、③被害が複数の都道府県の区域にわたる個々の事案について、国が対処するものが明確でないことが課題である。  
上述③に関して当県が令和3年度に国へ共同調査を打診した際は、苦情等件数の全国分布及び年度推移、相談内容、被害額等の資料を国に提供したにもかかわらず、納得感のある理由の説明なく国の協力が得られないことがあった。このように、要請応諾に係る予見可能性が不明確で要請準備に相応した国協力が期待できないため、国への要請制度は有用有益に機能していない。  
平成 29 年に消費者委員会から、①「被害が広域に及ぶことが多い事案」については、都道府県による行政処分の効力が当該都道府県の区域外に及ばない以上、国が積極的に対処すべき、②消費者庁は「国と都道府県の役割分担」について基本的な考え方を明示し、国及び都道府県はできる限りその考え方にに基づき着実に執行を行うことが望ましい、と提言が行われているが、具体的な対応策が示されていない。  
【具体的な支障事例】  
平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針において「複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化すること」とされ、連携・対応を行ってきたが、近年においても、隣接する都道府県が行政処分を行

った事業者に関して当県での被害が増加し、後日処分を行った事例が生じている。  
また、複数の都道府県が共同で同時に行政処分・指導を行う場合、調整等に時間を要するものの、処分内容の統一化が困難であるなど共同実施の効果が限定的となるため、当県でも共同処分の事例は少ない。  
国と都道府県の役割分担が明確でない現状では、悪質事業者に対して、ある都道府県が処分を行っても他の都道府県域で事業を継続するため被害が減少しないうえ、各都道府県が共同で行政処分等を行う場合には、各々が同一の事務手続きを行う必要があるなど、投じたコストに対する被害抑止効果が限定的となっている。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、「国と都道府県の役割分担」が明示されることで、迅速かつ確実な調査・処分が行われ、被害の拡大・再発防止が推進される。

#### 根拠法令等

特定商取引に関する法律第 68 条、同施行令第 42 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、岡山県、山口県、宮崎県

○現状として支障等はないが、当該制度改正が実施されることによって、「国と都道府県の役割分担」が明確になり、被害の拡大・再発防止がより推進されるものと考えられる。  
○国において全国の地方自治体の意見も踏まえて一定の基準や条件を設け、当該基準等に該当する事業者については、国の役割で行政指導や行政処分を行うことにすればどうか。  
例えば、都道府県域を越えて活動を行う事業者のうち、次のような事業者が考えられる。  
苦情件数や被害額などが一定基準を超える事業者  
複数の都道府県から行政処分や行政指導を受けたことのある事業者  
高度で専門的な事業活動を行っている事業者 など  
○消費者被害事案の多くは、都道府県の境に関係なく広域で発生している現状を考えると、提案にあるように都道府県単位の行政処分は効果、効率に欠ける面がある。また、行政処分を行ったことにより隣接する都道府県で被害が増加することは本末転倒ともいえる。迅速な被害防止のためには、都道府県が行政処分を検討する事案で、被害の広域性が認められる場合は、全国にその効果が及ぶような制度設計を検討していただきたい。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 68 条は、都道府県が処理する事務として「この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。」と規定している。当該規定は、「地方分権推進計画」（平成 10 年 5 月 29 日決定）に基づき、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「地方分権一括法」）により、自治事務として導入されたものである。  
これを受けて特定商取引に関する法律施行令第 42 条が都道府県が処理する事務として特定商取引法が規定する行政処分について、当該都道府県の区域内における事業者に係るものは、都道府県知事が行うこととする（ただし、2 以上の都道府県の区域にわたり取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。）と規定している。  
平成 11 年の改正時に、特定商取引法の執行を都道府県が行うこととして、国による執行はそれを妨げないとした規定の形式は消費者被害への対応や実態にも即したものとなっている。具体的には、  
①消費者相談は一般的に地元の消費者センターへの電話又は対面での相談によるものが多く、都道府県や市町村が一次的な相談窓口になるケースが多い。すなわち、消費者が日々接しその消費生活を営む場である地方公共団体は、消費者に身近な行政機関として、地域住民からの相談、情報提供などによる被害情報等の迅

速かつ被害情報を踏まえた情報把握が可能である。

②特定商取引法は、7つの行為類型で規制を設けているが、例えば訪問販売や訪問購入、エステなどの特定継続的役務提供などを行う事業者には小規模事業者も多く、これらの事業者は複数県に商圏がまたがっていたとしても基本的には限られた地域で事業展開を行っていることが多い。

③複数県にわたる事案であっても、都道府県ごとに異なるビジネス実態・被害実態が存在する。このようなケースについては、全国一律の処分を国が行うのではなく、例えば、関連する各都道府県が合同で調査を実施し、共同でそれぞれ業務停止命令期間に差異を設けて処分を行うことが被害実態に合致する。

こうした考え方の下、現在も各都道府県は自治事務として特定商取引法の執行を行い、2023年度37件、2024年度47件、2025年度38件の行政処分が都道府県により行われている。

一方で、国としても、平成29年の消費者委員会からの「被害が広域に及ぶことが多い事案」については、国が積極的に対処すべきという提言も踏まえ、広域性の高い事案に対処してきている。各事案の実情を踏まえ、地域性の高い行為類型である訪問販売であっても、6県程度の広域性のものから広く20県以上に及ぶようなものまで様々な事案に応じて対処しているところである。

また、提案者が指摘する都道府県による処分のみでは事業者が区域外で違反行為を継続することを抑止できないという課題については、必要に応じて全国に行政処分の効果が及ぶ国と共同処分を効果的に行うことで回避できると考える（実際、国と都道府県、都道府県同士による共同執行の事例は認められ、2016年度以降直近10年度で、新型コロナウイルスによる調査への影響などが考えられた2021年度を除いて、毎年度1件以上行われている。）。

単県で執行を行うか、複数県で執行を行うか、国とともに執行を行うかについては、事案に応じて柔軟に対応する必要がある、そのために日ごろから都道府県と十分に連携を行うことが重要である。消費者被害の実態が多様化、複雑化していることも踏まえ、今後とも、国としても都道府県との連携を更に強化すべく、必要な連携体制の在り方の検討も含め、より一層連携強化を図り、全体として特定商取引法の取り締まりの実績を挙げて参りたい。

## 各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴庁は本提案への回答を「都道府県との一層の連携強化」としている。しかし、既に地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）を受け平成29年11月には消費者庁次長等から各経済産業局長等宛に、国と都道府県の執行における連携強化を求める通知が発出されている。だが、当県では、平成31年度から令和3年度までに約140件の苦情相談（全国では900件）が寄せられた事業者（本社は他の都道府県）について、令和3年度に近畿経済産業局及び消費者庁へ共同調査を打診したものの、不明確な理由で断られ、結果として当県単独で行政処分を実施した事例がある。さらに、広域事案において国と都道府県が共同で調査・処分を行う場合には、調整や情報共有等の事務負担が双方に生じることから、都道府県単独による処分と比べて必ずしも効率的な執行につながるものではない。インターネット広告の進展等により広域的な事案が増加するなか、第1次回答は既存通知の内容を繰り返すにとどまり、具体性を欠く。

その上で、①国は都道府県が行政処分の主体となるべき理由として、地域住民からの相談等により被害情報を迅速に把握できると主張するが、広域的な相談状況は、国も都道府県もPIO-NETにより把握しており、本質的な差はない。むしろ広域事案では、都道府県から国に直接対応を要請することもあり、国の方が迅速に把握できる場合もある。

また、②特定商取引法の対象事業者には小規模事業者が多く、複数県に商圏がまたがっても、基本的に限られた地域で事業展開を行っているとの主張だが、訪問販売事業者の中にも全国的に事業展開する者は多く、通信販売や電話勧誘販売に至っては、その性質上広域事案が大半である。仮に限られた地域の事業者であっても、二以上の都道府県に被害が及ぶ事案については、国が一元的に行政処分を行う方が、被害の早期拡大防止に効果的なことは言うまでもない。加えて、③都道府県間では調査協力に制度上の制約（施行令43条2項により、被害者所在地の都道府県のみが立入検査等の権限を有するため）がある一方、国は経済産業局間での調査が可能であり、執行面での優位性を有している。

更に、④国でも広域性が高い事案に対処しているとの主張だが、それらの事案と令和3年度に当県が共同調査を断られた事案との区分基準が明らかでなく、本提案が指摘する役割分担の不明確さは依然として解消されておらず、今後も各都道府県から国への対応要請に対し、当県と同様の結果が発生し得るとの懸念を拭えない。以上のこと、また、「二以上の都道府県の区域にわたる事案」に限定して国での対応を原則とすることは、消費者行政が自治事務であることの根幹を揺るがすものではなく、平成29年に消費者委員会から「国が積極的に対処すべき」、「消費者庁は、国と都道府県の役割分担について基本的な考え方を明示し」との提言を得ていることを踏まえ、①広域事案については国での対応を原則としたうえで、国と都道府県との役割分担を明示すること、②役割分担の検討に際しては、消費者委員会や各都道府県の意見を十分踏まえることを、改めて強く求め

る。

#### 各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、より広域的な観点で処理すべき事務等に係る各主体間の連携の推進等により、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

第１次ヒアリングでは、国と都道府県のコミュニケーションや連携を強化する必要性が示されたが、広域事案への迅速かつ効果的な対応のためには、単にコミュニケーション等を強化するのみでは十分でない。第３４次地方制度調査会では、「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方が審議されていることを踏まえ、広域事案における国の役割を明確化する必要があるのではないか。

事業者の営業形態、被害の発生状況や今後の拡大可能性、事案の複雑性などを踏まえ、どのような事案に国が対応すべきかについて、具体的事案が発生した場合に適用し得る具体的なメルクマールを策定し、国及び都道府県間で共有する必要があるのではないか。

また、その策定に当たっては、都道府県の意見を十分に聴取し、地方の実情を踏まえたものとするべきではないか。

国と都道府県の役割分担の整理に加え、都道府県から共同調査・共同処分の要請があった際の手順など、国と都道府県の連携に係るルール作りが法令への明示を含め必要ではないか。

上記については、第２次回答及び第２次ヒアリングにおいて、検討結果及び今後の対応の方向性について回答いただきたい。

#### 各府省庁からの第２次回答

今回の地方分権改革に関する提案を受けて、国と都道府県が一層連携し、それぞれの強みを活かしながら、特定商取引法に係る執行力強化を図るために、国と都道府県の具体的な役割分担に関する基本的な考え方を以下のとおり示すこととする。

##### ①国と都道府県の役割分担に関する原則

国と都道府県の役割分担について、国は、消費者被害が全国にまたがる広域性の高い事案等に重点的に対応し、都道府県は、各地域の実情に即した地域密着型の事案に迅速に対応できるよう、消費生活相談の状況等を考慮した原則の考え方を示す。

##### ②国と都道府県の役割分担に関する例外

上記の原則について、社会的重大性・波及性などがある事案、開始された調査の途中で事情の変更が生じる場合等について、原則とは異なる役割分担となる場合の例外の考え方を示す。

##### ③国と都道府県による円滑な執行相談体制の構築について

都道府県が国に相談する場合、都道府県は、原則として当該都道府県の所在地を管轄する経済産業局に相談することとする。また、都道府県と経済産業局との間で協議を実施したものの、相談内容の解決に至らない場合、都道府県から消費者庁に相談できることを想定している。

一方、国が都道府県に相談する場合のうち、消費庁が相談する場合、管轄する経済産業局を通じて、都道府県に通知する。また、経済産業局が相談する場合、消費者庁に相談の上、自ら都道府県に通知することを想定している。

##### ④周知方法

上記について消費者庁内で検討を進めているところ、都道府県との意見交換等を行い、必要があれば所要の修正を行った上で、通知を発出する（年内又は遅くとも年度内に通知を発出することを想定）。

また、通知の発出後には、全国の関係部局にその内容の周知を図るべく、ブロック会議等を含めて説明会等を開催することを想定している。